

改正

平成25年3月31日規則第26号

豊見城市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）に定めるもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第51条の20に定める指定特定相談支援事業者の指定の申請、法第51条の21に定める指定特定相談支援事業者の指定の更新の申請、児童福祉法第24条の28に定める指定障害児相談支援事業者の指定の申請及び同法第24条の29に定める指定障害児相談支援事業者の指定の更新の申請は、指定申請書により行うものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理し、審査の上、指定し、又は指定を更新する。

3 指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定を受けた事業者（以下、「指定事業者」という。）は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の入り口その他公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

(変更の届出等)

第3条 法第51条の25第3項及び第4項並びに児童福祉法第24条の32の規定による届出は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提出して行う。

(1) 省令第34条の60第1項及び児童福祉法施行規則第25条の26の7第1項に掲げる事項の変更
変更届出書

(2) 事業の廃止、休止又は再開 廃止・休止・再開届出書

(公示)

第4条 法第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定に基づく公示は、次に掲げる事項を表示して行うものとする。

(1) 指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地

(2) 指定等に係る事業所の名称及び所在地

(3) 指定等の年月日

(4) 指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類

(5) 事業の主たる対象者

(6) 事業所番号

(様式)

第5条 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する様式は、市長が別に定める。

(その他)

第6条 この規則に規定するもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年3月31日規則第26号)

(施行期日)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。